

様式第2号（政務活動実施報告書）

平成30年2月14日

井原市議会議長
西田 久志 様

井原市議会議員 三宅 文雄

下記のとおり政務活動を実施しましたので、報告します。

記

1. 実施期間	平成30年2月7日（水）～2月8日（木）
2. 研修会等の開催地 または視察、要請・ 陳情活動先	大分県宇佐市 福岡県直方市
3. 研修会等の名称 または視察、要請・ 陳情活動内容	2月7日（水） 宇佐市議会事務局 13:30～15:00 議員発議による条例の制定について 2月8日（木） 直方市環境業務課 13:30～15:00 リサイクル事業について
4. 研修会等の講師名 または視察、要請・ 陳情活動先の担当者 名	2月7日（水） 宇佐市議会副議長 大隈尚人 様 同市 議会事務局長 高月晴彦 様 同市 議会事務局庶務係担当 佐藤竜二 様 同市 議会事務局議事係担当 尾方勇司 様 2月8日（木） 直方市上下水道・環境部環境業務課長 篠崎光夫 様 同市 同部 環境業務課庶務係長 永芳正一 様

<p>5. 活 動 内 容</p>	<p>I 議員発議による条例制定について（大分県宇佐市） 「千年ロマンに想いをはせ、海の幸、山の幸、自然豊かな宇佐のチカラの恵みを未来へと紡ぎ広める条例」</p> <p>○この条例の提案までの経過</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 常任委員会研修 <ol style="list-style-type: none"> (1) 兵庫県西宮市⇒清酒の普及の促進に関する条例 (2) 静岡県藤沢市⇒地産地消の推進に関する条例 2. 1・2期議員による素案作り <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成28年6月定例会での議長要請（事務局長室） (2) 勉強会 <ul style="list-style-type: none"> ・7月14日（代表委員の決定、草案に向けての研修）から10月21日（名称案、条例案の検討）までの計5回実施した。 3. 執行部法制担当（総務課行政係）⇒12月6日まで 4. 執行部地産地消担当（経済部長、農政課長）の確認 5. 主要会議の経過 <ol style="list-style-type: none"> (1) 議会運営委員会⇒議会からの政策条例提案の説明（5月27日、11月18日） (2) 全員協議会⇒議会からの政策条例提案の説明（11月29日）⇒定例会初日 (3) 議会運営委員会、全議員通知、本会議（全て12月21日） <p>○この条例に関する情報発信上の留意事項（趣旨・特異性等）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 議決日:平成28年12月21日（全会一致） 2. 提出者:産業建設常任委員会 3. 内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 条例の趣旨 <ul style="list-style-type: none"> ・この条例は、宇佐市の豊かな自然（豊饒の海と肥沃な大地）から生み出される農林水産物とその加工品の生産・加工・利用・消費の拡大を図り、農林水産業及び関連産業の全体的な振興と健全なる発展につなげ、先人から受け継いできた資源や産業文化等を保全し、未来へと引き継いでいく市民意識の醸成のための具体的な取り組みを推進、推奨するための基本的条項を規定した条例です。 (2) 条例に規定した具体的な取り組み <ol style="list-style-type: none"> ① 市の取り組み <ol style="list-style-type: none"> ア. 宴会等では、宇佐市の地酒で乾杯することの推進に努める イ. お中元やお歳暮等の贈り物に地場産品を利用することの推進に努める ウ. 宇佐市の歴史・文化・グルメ等の魅力を発信することの推進に努める ② 生産者の取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・安全、安心な産物等を生産するとともに伝統的な生産の継続に努める ③ 事業者の取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・製品の安全性及び信頼性を確保し、その普及促進に努める
-------------------	---

④ 市民の取り組み

- ・市の役割に規定した推進活動に協力するよう努める

(3) 条例の特異性（注釈付き）

①「議員提案により制定された宇佐市初のまちおこし関係の自主条例」

- ・この条例は、合併後の宇佐市において、議員提案（所管委員会発議）により制定された初のまちおこし関係の自主条例です。

②「日本一長い名称（47文字）の条例」

- ・地方自治体の自主条例のうち、農林水産業及び関連産業全体的な振興と継承等を規定したまちおこし関係の条例のなかで、議員提案により制定された条例としては日本一長い名称（ではないか）

4. 所管委員会（産業建設常任委員会）の協議・確認日
:平成29年11月8日

5. 議会運営委員会の確認・承認日
:平成29年11月20日

6. 全議員（全員協議会）の確認・承認日
:平成29年11月28日

所見

井原市議会では、議会基本条例の検証のたびに議員発議の条例制定に向けて助言を受け、議論はされたが実際に動きはなかった。しかし、今回、宇佐市での研修を受けて、より現実的な問題になってきたと感じた。宇佐市ではもともと、市長と議長の間で条例制定の動きがあったそうである。市議会議員の改選を機に、1期議員、2期議員、計8名（のち1名辞退）で研修や勉強会を重ね、素案作りに着手、そして所管委員会（1期2期議員計3名在籍）発議により、約半年で本会議へ上程、条例制定に向けて行動したとのことである。宇佐市議会は大分県内でも、唯一議会基本条例を制定していない議会である。しかしながらこのような立派な条例ができたということは、日頃からの議員活動がしっかり行われているという証であろう。宇佐市議会での、条例制定にいたるまでの経緯や、条例そのものの内容をよく検証、精査したうえで、条例制定に向けて動かなければならないと強く感じた。

II リサイクル事業について（福岡県直方市）

○ ごみ全般の取り組みについて

- ・現在、直方市（人口 57,149人）のごみ処理は「一般廃棄物処理実施計画」に基づいて行っている。
- ・ごみの収集運搬は平成24年4月から市内全域を民間に委託している。
- ・平成28年度は、市民、事業所の直接搬入を含め、約17,195トンのゴミの回収が行われた。
- ・市内には約4,000箇所のごみステーションがあり、ステーション方式による回収で、可燃ごみが週2回、不

	<p>燃ごみ、ビンかんは月1回の収集運搬を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 満65歳以上の高齢者、障害者、妊婦の方など、粗大ごみを自宅の前まで排出するのが困難な方のために、「粗大ごみの運び出しサービス」を行っており、年間約50件の利用がある。 <p>○ 行政と市民の協力体制について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内で発生するごみの減量を目的として、平成12年4月に（空き缶、あきびん、ペットボトル）資源リサイクル回収を開始した。 ・ 平成18年8月には、環境業務課施設内に資源拠点回収場所を設置し、新たに追加品目として、新聞・雑誌・雑古紙・ダンボール・蛍光管・廃食用油・乾電池を回収、近年では、小型電子機器・古着のリサイクル・水銀（温度計、体温計、血圧計）を加えて、平成28年度には、約707トンの資源ごみを回収した。 ・ 自治会・公民館などによる集団回収（廃品回収）でも、平成28年度に739トンの回収をしていただいた <p>○ 集団回収している団体の数的推移について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リサイクル活動団体奨励金事業について 各地域や自治会で行われている集団回収（廃品回収）のうち対象となる5品目（雑誌・新聞紙・ダンボール・ウエス（古着）・空き缶）を回収した登録団体へ5円/kgの奨励金を交付している。平成28年度の交付金額は3,701,390円であった。 <p>○ 資源拠点回収の仕組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成9年に「直方市ごみ減量対策委員会」が組織され、「ごみ袋の有料化・資源回収の推進」が提案された。 ・ 市内を14地区に分け、概ね25世帯に1ヶ所、専用の容器を配り、登録制で月に1回収集している。 ・ 回収品目は、缶・ペットボトル・ビン（無色・茶色・その他）・容器包装プラスチック（その他プラ）・台所用小金属・蛍光管・廃食用油・乾電池・小型電子機器・古着・水銀使用製品・古紙（新聞、雑誌、ダンボール、雑古紙、紙製容器包装） ・ 受付時間⇒月、火、木、金、日曜日⇒9:00～16:00 ・ 祝日は月、火、木、金のみで水、土曜日は回収していません。 <p>所見</p> <p>直方市は、自治会加入世帯数が50%位だそうである。自治会に入っていない世帯のためにも、資源ゴミ回収施設は必要になるとのこと。また自治会長は毎年交代するので、年1回は出前講座を実施して、ごみの減量化を啓発している。そして何よりも回収している資源ごみの種類の多いのに驚いた。ごみも分ければ資源である。ごみの減量化はどこの自治体でも大きな課題である。直方市の諸事業を参考にして、これからの本市のごみ行政に反映できるよう努めていきたい。</p>
<p>1. 報告書は、政務活動終了後<u>2週間以内</u>に提出すること。</p> <p>2. 活動内容欄のスペースが足りない場合は、任意の様式により活動内容を取りまとめ、活動内容欄へは、「別添のとおり」と記載すること。</p>	